

文教委員会記録

- 1 期 日 平成21年4月17日（金）
2 場 所 第4委員会室
3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、職員
給与室長、施設課長、健康福利課長、教育部長、参与、学校経営課長、指導第一課長、
指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化
財課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 報告事項

- (1) 平成21年度広島県教育関係職員定期人事異動の概要
- (2) 「中学校学力向上対策事業」研究推進地域及び研究推進校一覧
- (3) 県立高等学校の学力向上対策事業について
- (4) 平成21年度広島県高等学校共通学力テストの結果について
- (5) 平成21年度広島県公立高等学校（全日制）、特別支援学校高等部等入学者状況
- (6) 平成20年度不登校対策実践指定校の状況及び平成21年度不登校対策実践指定校について
- (7) 「豊かな心を育てる体験活動推進事業」推進校一覧
- (8) 県立広島大学の平成21年度の年度計画について
- (9) 県立広島大学の平成20年度卒業者の就職状況について

7 会議の概要

（会議に先立ち、教育長が新任説明員の紹介を行い、学事課長が自己紹介を行った。）

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（柴崎委員） 資料番号6に関連して、不登校対策の実施状況についてお尋ねします。

平成18年度において、全国の国公立小・中・高等学校における不登校を理由に年間30日以上学校を欠席した児童生徒数は18万4,438人となっており、特に中学校で

は在籍生徒数に占める不登校生徒数の割合が調査を開始して以来過去最高となるなど引き続き教育上の大きな課題となっています。文部科学省では平成19年度から問題を抱える子供等の自立支援事業によって、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応など児童生徒の支援を行うため、不登校児童生徒の指導、支援を行う教育支援センター、適応指導教室を活用した取り組みなどを行っています。

児童生徒の不登校に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受けとめて相談に当たることが大切です。

文部科学省では平成13年度から学校における教育相談体制などの機能の充実を図るため、スクールカウンセラー事業に対する補助を開始しました。心の専門家である臨床心理士などをスクールカウンセラーとして配置しています。

これまでの取り組みを通じてスクールカウンセラーの配置は児童生徒の不登校の防止、発見、対応と保護者や教員の子供への接し方についての助言の両面で数多くの成果が報告されていますが、広島県における教育相談のスクールカウンセラー事業の実施状況についてお尋ねします。

○答弁（指導第三課長） スクールカウンセラー配置事業についての御質問でございました。

平成20年度における配置校数でございますが、小学校20校、中学校166校、高等学校20校の計206校に配置しております。スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修の実施、事件事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図るなど、学校の教育相談体制の整備に向けて大きな役割を果たしていると考えております。

とりわけ不登校の傾向がある児童生徒、また不登校の児童生徒につきましては、スクールカウンセラーがその児童生徒の対応方針を決める際の助言でありますとか、外部の相談機関との連携など、専門的な立場から効果的な助言をしているということ伺っております。

平成20年12月末現在の数字ではございますけれども、小学校の配置校におきましては、不登校児童数は35人、44.9%と大きく減少したという報告も受けております。

今年度も引き続き小学校20校、中学校166校、高等学校20校に配置をいたしまして、教育相談体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○要望（柴崎委員） 平成19年7月には児童生徒の教育相談の充実について、生き生きとした子供を育てる相談体制づくりが取りまとめられましたが、今後は学校における教育相談体制のスクールカウンセラーの充実に取り組むべきだと考えます。不登校の問題はさまざまな要因が複雑に絡み合って発生するものであり、子供の心の発達過程を踏まえた効果的な教育指導の実施が必要です。

一方、近年医学的な見地から、子供たちの心の発達等に関する科学的な情報が集められています。こうした状況を踏まえ、子供たちの心の問題に関して科学的な視点からその背景や原因を探るとともに、効果の期待される指導方法について科学的

な施策を講じることが重要だと考えます。一層の御尽力を要請します。

○質疑（岩下委員） きょうの説明にはありませんけれども、先週4月10日金曜日、教育委員会議で討議され、決定された事項についてお伺いしたいと思います。

来年度使用予定の教科用図書の採択方針について報告され決定されたところですが、これに関連して、本年度の採択結果について昨年の文教委員会で特別支援学校の教科書の採択内容について問題があるといった報告を受けたところです。そういった問題が起きたことに関して、今回の採択基本方針はどういったところに配慮されて、そういったことが起きないようにされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（特別支援教育室長） 中身について最初に御説明したいと思うのですが、県立特別支援学校で平成21年度に使用する教科用図書の選定に対して昨年8月に教育委員会として点検を行ったところ、県立特別支援学校のうち1分級、1学部において、学習指導要領に示されている8教科の内容と適合しない、いわゆる一般図書と言っておまして、検定済み教科書それから文科省著作の教科書以外の絵本等の本を教科用図書として採択することができるのですが、この一般図書の選定において各教科の内容と適合しない一般図書を選定しているということがわかり、教育委員会として指導いたしました。

このような事例が生じた要因としては、学校の教育課程あるいは年間指導計画、それから個別の指導計画を踏まえて教科用図書の選定に係る調査研究を行うわけですが、この調査研究あるいは点検が不十分だったということが考えられます。

今年度の教科用図書の採択基本方針の中で、各学校は教科書選定会議などを設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出すること、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するという方針を示しております。この方針に基づき、今後開催する特別支援学校の教務主任の研修会において採択事務について説明する際、昨年こういった事例があったということについて説明するとともに、一つの種目に対して複数の図書の調査研究を行って、比較検討を行うといった適正な教科用図書の採択について指導してまいりたいと考えております。

○質疑（岩下委員） 毎年繰り返されることだと思うのです。それから、教科書自体はなかなかかえることは少ないということもあるかと思います。ただ、そうは言いながらも、何か起きたときにそのままミスを引きずってしまうといったようなことも起きておりますので、再発防止という観点で見たときに、今の御説明だと本当にこういう事態が起きないかどうかというのは、疑わしいのではないかというふうに感じるのです。

特に、今回の教科書をざっと見ますと、見たらすぐわかるというような内容だと思います。特に、こういった基本方針といいますと選定委員会もありますし、調査委員も任命されている、そういった中での実際の運用上で、本当に実物をとって確

認をするとかそういったところまでできているのかどうかといったところは非常に心配しているのですけれども、そういった点はいかがでしょうか。

○答弁（特別支援教育室長） 昨年の事例につきましては、確かに実物を見れば、あるいは教育委員会が調査員に調査をさせて求めました選定資料を見れば、選定するということはあり得ない事例であったかと思えます。

その実物を見ていないということは考えられますけれども、そのことについては先ほども言いました教務主任の研修会で複数の教科書を比較し検討するというところで、実物を必ず確かめて調査するようというのを指導したいと思っております。

○質疑（岩下委員） 新しい教科書を選ぶときに、その教科書のサンプルは当然あると思うのです。ちょっと質問を変えますと、特別支援学校だけではなくて、ほかのところも含めて、22年度の場合は何カ所にそういったサンプルが用意されて採択されようとしているのか、お伺いしたい。

○答弁（指導第一課長） 小中学校の教科用図書の場合ですが、今年度は中学校用の教科用図書の採択ということになりますけれども、これにつきましては採択地区協議会というものを設けて、その地区協議会において調査研究していただくことになっております。その採択地区協議会それぞれに教科書のサンプルが行くようになっておまして、採択地区協議会自体は広島県におきましては21カ所設定しているところでございます。

○質疑（岩下委員） ということは、21カ所について今、教科書のサンプルが一応用意されて、それを実際に見て、もしくは調査員の意見等をもって今から採択されるということだと思うのですけれども、そういった内容について当該選定委員会の記録というものが残っていると思うのです。そういったものについては、例えば市町の教育委員会の場合は各市町教育委員会が保管されていると思えますけれども、県教育委員会としてはそういった内容については確認されているのでしょうか。

○答弁（指導第一課長） 採択の結果につきましては、採択が終了した後で各市町におきまして公表されていることを確認しているところでございます。途中の過程につきましては確認はそれぞれしておりませんが、指導主事会議等を通じて採択の方法等については指導しているところでございます。

○質疑（岩下委員） 採択結果は基本的にはよかったですので、現状では問題が起きていないということなのですが、やはりプロセス上の問題が起きていると思えます。特に私が気にしているのは、昨年教育振興基本計画を国で策定されて、その中で一番大きな考え方の基本は、「教育に関する政策を横断的にとらえ直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す」というのが、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策ということで、国で決定されている。それを受けて昨年7月の文教委員会のときに私も資料として受け取って今読んだわけなのですけれども、言ってみれば今回教科書の採択基本方針をまずつくって、実際に採択したわけです。その結

果、それをチェックしてみると問題が起きた。そうすると、どうも大きな問題に対してどんな対策をとるべきかということに対する議論の結果の開示といいますか、対策をどういうふうに徹底されているか、そういった点でどうも心配な点があるのでお尋ねしたということなのです。

そういった観点で、どういう形で改善されようとしているのか、お伺いします。

○答弁（教育長） 今の指導第一課長の説明に少し補足させてください。

指導第一課長は選定結果を公表すると申しましたが、実は選定結果に至る過程の審議内容などについても公表いたしますが、これは決定する以前に出しますというところと問題がございますので、8月いっぱい以降に発表するというところで、そういう形での透明性を今後は確保していくということでございます。

○質疑（岩下委員） ということは、昨年お聞きした教科書選定上の問題については、プロセスを実際にやっていく中で発見できた問題だったという理解でよろしいのですか。

○答弁（教育長） 最初の方の質問の、いわゆる特別支援学校のものではないかと思うのですが、選定の過程は、まず各学校で選んで選定理由と一緒に我々に申し送ってきて県教育委員会で採択するという形になりますが、その過程において事務上のいわゆるあってはならないようなレベルの間違った採択というか、選定が行われたということで、これはまさに事務的なレベルにおいて確認、チェックすべきことをしていなかったということでございます。

このことについて、委員御指摘の、これは例えば、何年も何年も続く可能性があるのではないか、だから基本方針がどうかということではないかと思うのですが、これは私の方の担当者だけがそういう話をしていたら、そういうことは当然起こり得る可能性がありますので、担当者だけでなく、学校全体がその課題を持ってもらわないと次の年にまた起こってきます。例えば、私も校長ヒアリングを年に2度ばかりやっておりますけれども、その中で、おたくの学校ではこういうミスがあったけれども、校内体制はどうなっているのかというような話もさせていただいて、その学校で起こらないような指導はさせていただいているところです。

○要望・質疑（岩下委員） 昨年の一件は県立学校の問題というところで、言ってみれば身内の問題のような気もしますけれども、それと同じことが市町教育委員会でも起きていないか、そういった面で、やはりもう一回見直しをしていく必要があるのではないかというふうに考えますので、本年度またやりますので、そこを重点的にチェックしていただくよう要望しておきたいと思えます。

次に、もう一つお伺いしますけれども、年度末、年度初めでいろいろ学校行事に出席する機会がありまして、校長先生とかPTAの方々とたくさんいろいろなお話をしました。その中で、特に御相談なりお話が出るのが、県立学校の授業料の減免措置について要望がたくさんございました。特に、校長先生にお聞きすると今、経済状況が厳しいということで減免に対する問い合わせが非常に多いということです。

その中で、先般お願いして授業料の減免に関する書類をいただきまして、基準等を見させていただきました。それで、基準があるというのは当然なのでわかったのですけれども、その中でちょっと気になる点があったのでお尋ねしたいと思います。

まず、授業料は全額を免除する場合と、それから一部、括弧して半額と書いてあるのですけれども、免除する場合というケースがあるようです。全額免除する場合については収入の基準ですとかそういったものははっきりしていて、実際に運用されているようです。私がお尋ねしたいのは、一部、半額免除する場合等に関連してです。

まず、収入基準で線を引きますので、どこかで線を引かざるを得ない、これは当然のことだと思います。問題は、例えば100万円で線を引いたときに、101万円の方は残念ながらということなのですが、100万円以下の収入の方ですと、県立高校は月額約1万円弱の授業料なので、1年で言えば12万円弱の減免が受けられる。ところが、実は101万円の収入の方はその12万円を受けられなくて12万円弱の出費を余儀なくされるということで、100万円の収入の方は12万円助かった、ところが101万円の方はそうではないといったようなことが、実際そうではないかもしれませんが、そういった意見を言われる方もいらっしゃいました。それで、実際にはどういう運用をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（指導第二課長） 県立高等学校の授業料減免の基準でございますけれども、全額免除ということにつきましては、生活保護法に規定する生活扶助を受けている方は全額免除でございます。半額免除という場合には、個人事業税が減免または市町民税が非課税、免除の場合というふうになっております。それぞれこれは公的機関の証明書で確認することとしております。今、御指摘のように全額免除が受けられなかった場合には、恐らく多くの場合半額免除が受けられるということになるかと思っております。したがって、9,900円の12カ月分の12万円の半額で6万円ぐらいが免除になるかと思っております。

ただ、御指摘の半額免除のところ、そういうぎりぎり受けられる受けられないということは当然基準があるから出てくることもあろうかと思っておりますが、やはりこういう制度には何らかの基準を設けなければならないということについては御理解いただきたいと思っております。

○質疑（岩下委員） 説明資料として事前にいただいているものは、昨年4月時点でいろいろな学校のそういった事務に携わる方への説明資料ということで提供いただいたわけですが、それを読ませていただいて思ったことは、全額に関しては本当にはっきり数字が出ています。ところが、先ほど言われたように、多分全額ではできないのだけれども、ぎりぎり、しかしかなりの事情を抱えていらっしゃる方がいる場合は半額といった運用をされているとは思っています。問題はどこまで半額を実際に適用しているのかということで、その部分についてはいただいた資料の中に数字が出ていないわけです。そうすると各学校現場で、少しずつ対応が変わって

いたりといったことが起きていないかということも心配しているのですけれども、そういった点はいかがでしょうか。

○答弁（指導第二課長） 今申し上げました全額免除、半額免除につきましては、いわゆる公的機関の証明書で確認するということになっております。今、御指摘をいただきましたのは家計急変という場合に、どのような形で免除するかということであろうかと思えます。

この場合でありますと、保護者等の失業等により収入が減じた場合には、いわゆる証明書による確認が行えませんが、生活保護基準に準じて、県が定めた授業料全額免除基準によって算出した額をもとに算定しております。例えば、世帯の人数であるとか居住地であるとか、そういうところで具体的な数字が示してありますので、それを積み上げて基準に合うかどうかを確認しております。

ところが、半額免除の判断基準である個人事業税の減免または市町民税非課税限度額につきましては、市町ごとに扶養親族の人数等に応じて金額が一定のものとして定めてあります。場所によって違います。いわゆる生活保護等で1級地であるとか2級地であるとか、そういったこと等に応じて各市町で定めておまして、それにそういう市町ごとに定められている定額を基準にしておりますので、県としての基準は定めていないということでございます。市町の基準にしたがって算定するということです。そういう意味で半額の場合には県の基準を示していないということでもあります。

○要望（岩下委員） 済みません。どうも説明を聞いても非常に難しい内容のようなので、別途詳しく説明していただきたいと思うのですけれども、一番気になりますのは、ほんのわずかで残念ながら免除を受けられなかったというところを、どれだけ激変緩和というのか、難しいのですけれども、うまくできているかということだと思いますので、そういったことにちょっと配慮して、もう一度内容を見直ししていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○質疑（安木委員） 先般一般紙に、携帯禁止の新学期ということが出ておりました。携帯電話の校内持ち込み禁止ということで、広島県教委は3月4日、県内のすべての公立小・中・高等学校に児童生徒の携帯電話の校内持ち込みを校則で原則禁止するように通知したということです。

高校での持ち込み禁止方針は中国地方の5県教委では初めてのことで、学校の教育活動で携帯電話は必要ないことは明らかと強調した上で、安全面を理由に所持させたいとの希望があれば保護者が申し出て校長が判断するよう指導したということが出ております。現実にそのように通知されているということでございます。それについての反応が一般紙に出ていたということですが、県教委方針徹底せずということで、保護者や生徒不満の声もということで書かれております。

高校によっては現時点では校内での使用禁止としているところとか、持ち込みの自粛と言っているところとか、保護者と話し合いながら持ち込み禁止の方向で考え

ているとか、一律禁止がいいとかいろいろな反応が返ってきているわけですが、読んでみるとどちらがいいのか迷ってしまうような状況になったりするので、そういうことも踏まえて、この4月に全公立の小・中・高等学校の生徒に対して通知を出されたわけですが、その踏み切ったことへの簡単な経緯、いろいろあろうと思います、それから、通知後の各校の反応といたしますか、その辺をちょっと聞かせていただけませんか。

○答弁（指導第三課長） 県教育委員会といたしましては、これまで教員用の指導資料、携帯電話等IT機器の適切な使用に関する指導のあり方、それから、携帯電話、インターネットのトラブル対応マニュアルといった資料を作成いたしまして、携帯電話等のメリット、デメリット、学校や家庭における指導のポイントとともに、携帯電話を利用して他者を傷つけたり、みずから大切にしない行為に及ぶなどの問題行動に対し、子供がみずから律する力や他者への思いやりといった規範意識を育てるように指導してきたところでございます。

しかしながら、昨年度、本県でもネットいじめの件数が増加傾向にあるということ、それから携帯電話に係るさまざまな問題といったものが顕在してまいりまして、そういったことに対応するため、市町の教育長会の代表、小・中・高等学校のPTA団体の会長、それから公立小・中・高等学校の校長会の会長の方々にお集まりをいただきまして、携帯電話等の指導のあり方について協議をしていただく、携帯電話等に係る啓発活動推進会議を年3回、10月、12月、2月に開催してきたところでございます。

この会の中で、携帯電話の問題から子供を守ろう運動を展開することが決まりまして、学校については携帯電話の持ち込みをやめましょうと、学校には携帯電話は必要ないということを含めた4つの提案があったところでございます。

この提案を受けまして、県教育委員会といたしましては、各学校において実効性のある取り組みができるように、携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に対するガイドラインを作成するとともに、小・中・高、特別支援学校すべての児童生徒、保護者に啓発資料を作成して配布したところでございます。

県教育委員会といたしましては、この運動がやはり実効性のある取り組みになるよう県立学校長会議、また、先日の市町教育長会議等でも指導するとともに、4月中に携帯電話の持ち込みに係る校則の変更の実施状況の把握をするということで通知を発出する予定にしております。

やはり、各学校では保護者の理解と協力を得るということが大事でありますので、PTA総会等で丁寧に保護者にも説明をして、家庭でも携帯電話についてのルールづくりといったものが進むように、各学校及び各市町教育委員会を指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

実際に各学校からさまざまな反応でございまして、実際どうしたらいいのだろうかとか、そういう相談の声も届いておりますので、そういったことにも丁寧に対

応してこの運動が定着するように考えてまいりたいというふうに思っております。

○質疑（安木委員）　そういう意味ではいろいろな声が出ていますけれども、県教委主導で校則の改正状況等もきちんとチェックするということは強力に進めていくということだと思います。各校にある程度任せるという感じではなくて、各市町いろいろあると思うのですけれども、一律にという用語がありますが、このことについては強力に県全体の小・中・高等学校の公立校には徹底しようということを進めていかれるという意思なのですか。

○答弁（指導第三課長）　もちろん各学校さまさまな状況があると思いますので、そういったところは丁寧に把握しながら、この方針についてはいささかも変わるものではないと思います。

○質疑（安木委員）　そこで、遠距離通学ということで聞きたいと思います。

今、県立高校の学区は県で一元化されていますから、遠くからでも通えるという形になっているわけです。いわば、JRを利用して通学されている方もかなりおられると思います。掌握はしておりませんが、実際に駅に行ってみました。各駅に行ってみますと、やはり通学で帰られたりする時間帯というのは、学生さんが多いと思います。そこで、携帯電話を持っていかれなくなる方が駅についたときに、ちょっときょうおくれる、乗れなかった、と電話をしようと思うときに、駅に公衆電話があるのでしょうか。それがちょうど呉市の安浦の方でしたから、私も安浦駅はわかっておりますから、川尻駅、仁方駅、それから広駅、新広駅、阿賀駅、呉駅と順番にずっと行ってみました。それで公衆電話があるか、どういう配置になっているのだからか見てみました。阿賀駅に行きましたが、ずっと探すけれどもないので、あそこはかなり学校がたくさんある地域で、高校や中学校、小学校もあります。それで、駅員にここには公衆電話はないのですかと聞きましたら、大変申しわけないと言われて、携帯電話が普及しているものですからどうしても公衆電話が設置してもらえないのですと言われるのです。この駅員の応答から、恐らくほかの方からも公衆電話の設置と言われていたのだからと思うのですが、今度は子供にそういう影響が出ると思いました。聞きますと、駅を出てしばらく歩いて行った先に阿賀プラザというのがあるのですが、そこの中に入ったら公衆電話がありました。そこまで歩いて行ってもらうしかありません。この周りにはないということで、困ることも出てくるのではないかと、逆の面で安心・安全という面でのフォローもいるのではないかとというふうに思いました。

JRも民間ではありますけれども、特に遠距離通学の駅なのです。今阿賀駅と言いましたけれども、例えば公衆電話1基を設置するとか、県内に恐らくそのような駅は若干あるのではないかと思います。そういう面で地域、家庭、学校で子供を育てていくという観点から関係のところに設置をお願いするというのもあってもいいのではないかとと思うのですが、どのように考えられますか。

○答弁（指導第三課長）　この運動につきまして、やはり携帯電話を野放しというか、

なし崩しにするということだけは避けたいと思っております。今、委員のおっしゃいました状況につきましては特別な状況であるというふうに私も考えます。そうした場合に、やむを得ず携帯電話を学校に持ち込もうとする場合には、学校の方に児童生徒、保護者の連名で保護者の責任において我が子には携帯電話をこういう理由で持たせませうということでも許可願を出していただきまして、それが妥当であるということであれば、学校の方で持ち込ませることを判断するというふうに考えております。

持ち込みを許可した携帯電話についてもやはり校内では学校側が預かるとか、電源を切って身につけない状態にしておくとか、これはさまざまな方法があるかと思えますけれども、校内で使用できないように指導するということについては徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○質疑（安木委員） 私もなし崩しにしてはどうしようもなくなると思うのですが、できるだけ携帯電話がなくても生活できるという時間をきっちり経験するということが非常に大事なことだと思います。今、96%の高校生が持っているということですからなくては生きていけないぐらいになっています。なくても日々の生活ができるということをしっかり根づかせることは大事かなというふうに思ったりするのです。なし崩しにならないように、どうしてあの子はいいのにうちはだめなのかというようなことが広がっていきます。

教育委員会だけではなくて他の部署に関して、今、JRと言いましたけれども、せめて最低限のところ、恐らく公共の場として使われるJRの駅であるとか、県内にそんなにたくさんはないと思うのです。校長に許可をとるというよりも、設置を依頼するということがあってもいいのではないかと、その方がいいのではないかとと思うのですけれども、どうでしょうか。

○答弁（教育次長） この運動は本当に学校と保護者と地域それぞれがいろいろと協力して進めていかないといけないというふうに思いますし、そういうことも理解していただくということが必要だと思います。具体的に公衆電話につきましてはこれまで学校にほとんどあったのですが、ただ、利用が少ないということで撤去するような状況がありました。これはPTAと話をしているところですが、その辺で協議して必要な部分はまた再設置をするなどして、そういうことがカバーできるのではないかと思います。学校に設置をしていけば、今言われましたような駅にないということもカバーできますので、なくても済むような環境づくりというのもまた関係者と協議をしていきたいと考えております。

○要望（安木委員） ぜひ検討といいますか、なくても生活できるということで、なし崩しにならないようにしていただいて、そのために子供についてはきちんとしていかなければ、どうしてもやがてなし崩しになってしまいます。そこがきちんとしてできれば、やっていけるのではないかと思います。その点を要望して終わります。

○質疑（石橋委員） 先般、私の地域にあります安西高等学校の卒業式に出てまいりま

した。隔世の感のあるとてもすばらしい卒業式を見せていただきまして、感動して帰ってきたところでございます。

こんなことを言うといけないのかもわかりませんが、大変荒れた時期がございまして、県下でも何本の指に入るぐらい荒れた時期があったと聞いておりますので、わずか数年の間にこれだけ変わるものかと学校長に聞いてみますと、中途退学者数も随分減りまして、同時に教室が1クラスふえたと、また入学試験の競争倍率も県下で2番目の1.7を超えた高倍率になっていることを聞きまして、大変うれしく思っております。

以前は明らかに安西高校の生徒とだれが見てもわかるような状況でございましたし、今はもう見違えるようになっておりますけれども、先般私の知り合いの教員が、体罰ということの判定で20年勤めた教職を退職いたしました。これは県立高校の1年生の担任でありましたけれども、いろいろなところの中学校から子供が入ってきます。まだ高等学校になれない、各々の中学校のしきたりとか形というものをそのまま持ってくる未熟な中学生が高校に入ってくるわけです。それを指導するために、恐らく1年生の担任の先生はいろいろなことをされるのだろうと思いますけれども、そのやり方において体罰ということ認定されたということです。本人は体罰ではないというふうにならずと一貫して言い続けていました。しかしながら、教育委員会はそれは体罰であるという判定でした。そこに非常にそこがあるわけです。それはもう過ぎたことですから多くは言いませんけれども、何らかの体罰の基準がきちんとしていないのではないのか、あるいは教師が子供に対する懲戒権というのはどこにあるのかということがきちんとしていないところに私はそういう問題は起こったのだと思います。

ちょっと話が変わりますが、川崎市が子どもの権利条例というのをつくりました。そして、学校で著しく教室を乱す生徒がいる。言動が悪い、あるいは服装も悪い、その生徒に対して担任が注意し、また校長も注意する。親も呼んで注意する。しかし、その注意された子供と親が市民オンブズパーソンという、いわゆる子供の人権を調査する委員会に申し入れをして、その市民オンブズパーソンという人たちが学校を調べていく。子供の自主性、あるいは個性はどうなるのかということで、最終的に校長と担任が謝ったという事例が幾つかあるわけであります。

そうしますと、このようなことをしていると、生徒指導というものの基準はどこにあって、何をもちて生徒を指導すればいいのか。学校によっていろいろありますけれども、全部服装が違う。小中もそうであります。ここの規範意識はどこにあるのか。何をもちて先生方は、あるいは学校は生徒指導をしているのか、基準をそれぞれの学校が持っているのか、あるいは教師それぞれ一人一人がそういうものを持っているのかというところに私は問題があろうかと思うのです。

では、ズボンを腰まで下げて、靴の後ろを踏んで、薄いかばんをぶら下げて歩く子供たちの指導はどうするのか。例えば、ある高校のスポーツクラブ活動で、ある

監督が生徒を全員殴ったと、これは体罰にはならない。しかし、教室に遅刻をし、あるいは教室のみんなに迷惑をかけるような子供に対して、幾ら言っても聞かないときに何らかの指導をしたときそれが体罰になる。私は今の体罰のあり方、あるいは子供に対する懲戒の基準が必要だと思う。

先般、緒方副委員長が予算特別委員会で規範意識の確立ということを言いました。まさにそのことを問われている。幾らここに出てくるようなことを言っても、その規範というものを学校の中に持ち込まなければ、すべての先生方が何を基準にどう指導していくのか。これは現実の日々の問題でありますから、そのことについて今後どのような懲戒、あるいは規範を確立していくのか。恐らく現場の教職員でもそういう悩みを持っている教員がたくさんいる。どうやっても聞かない生徒が4～5人いれば、教室あるいは学校はがたがたになっていきます。間違いない。そのことについて、それぞれの先生が同じ基準でもって生徒指導できるような基準をつくらなければ、自分は愛情を持ってやったと言いながら、形から見れば体罰ということになってやめざるを得ない教員が出てくる。優秀な教員でした。そのことについて教育長、どのように思いますか。

○答弁（教育長） まず、体罰であるかないかということそれぞれの職員と話をするときに、私が担当の職員等に徹底させておりますのは、本人が体罰であると思ったか思っていないかというのは後のことで、まず何をしたのか、いわゆる物理的な行使をしたのかどうかということ、しかもだれにしたのか、どこまでしたのかということ、これを正確に把握するというを第一にしておかないといけない。いえ、これは熱心の余りですとか、指導の行き過ぎですとか、これは教員が必ず言う言葉であります。私も学校で勤務しております、そういう言動を聞いています。そのところははっきりさせておかないといけない。

それから、規範意識を高めていく前にすべきことは、教員みずからが規範意識を持たなければいけない。ちゃらちゃらしているような教員の言うことを子供たちが聞くはずはないわけで、例えば服装一つにしても、先ほどズボンをずらすというようなお話をされましたけれども、教員の服装が乱れていて、それが指導できるかということになると思っております。そのところでみずからがきちんとあるべき姿、いわゆる公序良俗に反しない、適格な人間として、もっと言えば教員としての倫理観を持ってやっていくということの中でおのずから威厳が教員に備わり、子供たちにも物理的な力を行使しなくても指導ができていくということです。

そのときに大事なことは、これはこれまでも中でも暴力行為の実践指定校などでも実証されたことなのですが、どの先生もどの子に対してもいつも同じように指導するということが一番大事なことでございまして、これを徹底していけばおのずから子供たちの規範意識も備わってきますし、そういう生徒指導上の課題も解決していくのではないかと思います。

ただ、委員御指摘のように、そうはいつでもいるではないかというようなことに

つきましては、例えば教職員や友達同士でも暴力を振るう者については、これは緊急避難的なものも含めて対応せざるを得ない場合もありましょうし、また警察との連携を十分にとってしかるべきものやっつけていかなければいけないし、今や高等学校は懲戒の一つとして退学処分もございますが、義務教育での出席停止と言うこともできるようになってきておりますので、ここら辺の本来持っている機能を使いながら生徒指導をしていかなければいけないと考えております。

○要望（石橋委員） 体罰のことについては国会でも取り上げられ、教育現場でも問題になる事例だということで、平成19年に文科省は体罰の基準というものを一応形として出しておりますけれども、それがすべてではないと思います。基準は基準であります。例えば、欠席をするとか、あるいは服装が乱れている、そのことについてはここまではこうだという、数値の形で見える基準というものを設定していくのが大事なのではないかと私は思うのです。それは、台湾でも韓国でも全部そういうものをつくっているわけです。生徒に対してきめ細かく、軍隊と同じように、こういうことしたらいけない、これをしたらこうなるということを、だれが見ても、どの先生が見てもわかる基準というものをつくっているわけです。ほかの都道府県にあるかどうか知りませんが、ぜひそういうものの検討に入らないといけない時期ではないかと思っているので、要望しておきます。

○質疑（犬童委員） この前、呉市の小学校の子供さんがバスで亡くなりました。私も近所にて、反省しましたし、保護者におわび申し上げたのですがけれども、長年やっていますとなれというのがありまして、何をやっても改善できないものはどうしようもないという感覚で道路を見ていたりしてきたのですけれども、改めて学校関係者も含めて、総合点検というのをきちんとやるべきではないかということです。もちろん改善、改良にはお金のかかることがたくさんありますが、私は県教委と市町教育委員会とが一緒になってもちろん教職員やPTAを含めて、道路、交通機関、あるいはため池だとか水路だとか、そういうものの総合点検の運動にぜひ取り組んでもらいたいと思います。

呉では去年かおとしもため池に子供が落ちて2人が亡くなったこともありました。もう一度大人の目で、あるいは子供の目というのですか、総合点検をやるということをぜひ取り組んで、具体的に、例えば春休みもありましょうし夏休みもありましょうし、学校の先生も地域を歩いてみる。子供たちが通学するところを、PTAも一緒になって、そういうことをぜひやって、その上ですぐできることとできないことはもちろんあります。中長期的な改善計画といいますか、対策を明らかにして地域に家庭に徹底をするということをお願いしたい。これについて教育長、どう思いますか。

○答弁（教育長） 今回呉市で小学校1年生が入学間もなく交通事故で亡くなられたというのは大変残念なことでした。このことにつきましては、私はやはり初めて学校に通ってくる子供たちへの安全指導というものは、これまでいた2年生以上より少

し丁寧さを必要とするのだろう。これは学校だけではなくて地域や保護者と連携して、この時期新生がいるということでもしっかりやっていかなければいけない。そういうこともあって4月6日からの全国交通安全運動が行われているのではないかとこの気も半分しているところでございます。これは私どもの方からも通知を出させていただいているところです。

もう一つ、校区内の安全というか、危険な地域等のいわゆる安全マップ等の作成については、環境県民局の県民活動課と連携しながら、先日の市町教育長会議でも来ていただいて説明していただいておりますが、安全マップをつくる過程において子供たちに危機感覚というか、危機予知能力といいますか、そういうものが醸成されていきますので、今後ともそれは進めていきたいと思っております。

○要望・質疑（犬童委員） 私はもう一度点検をし直してみようということ、各学校に、ぜひ徹底してもらいたい。今までのことで十分かもしれませんが、もう一度落ち度はないか、あるいはまた地域の環境の変化もあるわけですから、ぜひこれは再度皆さんを動員してもらって各市町教育委員会を含めて進めてください。

それから、私学助成のあり方でちょっとお聞きしたい。

ここに今、資料番号18に私立高等学校（全日制）入学者状況とありますが、それをずっと見てみますと定員割れをしている学校は31校です。そして、その中で大きく定員割れしているのが14校あります。定員割れしていないのはわずか5校しかない。このことは大きな問題で、特に少子化で子供がだんだん少なくなっている中で、私立学校は、公立も含めてですけれども、今までの状況では対応仕切れないぐらい学校の経営を含めて、かなり難しくなっているのではないかという思いがするわけです。

ですから、私学助成でお金を出すことを私達も主張しますが、それとはまた別に私学の保護をどうしていくのかというのは、もちろんそれぞれ私学ですから介入はできないにしても、話し合いの中でこれはどうしていくのかということ、これは少し検討されていかないと、お金の助成だけでは対応できない大きな問題が出てきていると思うのです。だんだん成り立っていかなくなるわけですから、そうすると私学の統廃合の問題です。建学精神が違うということももちろんあります。だから具体的に今、どういう検討をされているかということとはなかなかお聞きしにくいのですが、私はぜひ次の常任委員会に私学はどう考えているのかということを含めて一定のあるべき方向性を出してもらいたい。私学はもちろん自主的にされることですが、しかし、こう大きく定員割れをしているところを見ますと、子供もいるわけですから、大変だけでは片づかない。民間会社だったら、まあことしだけで会社は解散しますのでとなりますが、学校というのはそんなわけにはいかないわけですから、検討してまた次の常任委員会で御報告をいただけたらと思っております。

それから、県立高等学校の学力向上対策事業です。その取り組みを全く否定する

わけではありませんが、私が心配するのは、トップリーダーハイスクール、チャレンジハイスクール、ステップアップハイスクールと3つに分けますと、これが表へ出てひとり歩きします。いわゆる名門校とあの学校はだめな高校だというレッテルを張っていくということが決定的になってくるのではないかと、そのときにそこに通っている子供や保護者が見るときに、果たしていいことだけが生まれてこないのではないかと心配するわけです。

あるいはこの3つの分類に入っていない学校もあるわけです。呉でも宮原高校と昭和高校も入っていないのです。ではうちはどうなのかということになっていくわけです。ここはやはり少し慎重に考えて、学校間の競争を激しくすることだけが先行してはならないのではないかと、私は懸念を表明しておきたいと思います。

それから、特別支援教育事業改善推進事業におけるハンドブックというのがありますが、特別支援教育ハンドブックというのを作成されてこれから各家庭に児童生徒別につくってずっと持ち上がっていくわけです。この子供さんにはこういう課題があります、こういう得意なこともありますということでしょう。もちろんその資料は各家庭が保管するわけでしょうが、そういうことは私は非常にいいことだと思います。要するに、今までも小中学校の連携ということで、問題を抱えている子供さんについて、小学校のことは中学校に引き継いでいくということをしてきたわけですから、それをもっと一歩進めて、子供別に長期的にやっっていこうということですから、私は基本的にいいことだと思います。問題はやはりそれが、ただ学校サイドだけの自己満足にならないように、各家庭を含めてこの趣旨をきちんと理解して、そして正しく子供の行動なり、あるいは勉強なりを把握していくことをやって、ぜひ生かしてもらいたいと思いますので、これから注目していきたいと思っております。それはぜひ、議論していきたいと思います。また、個々に要望をしていきたいと思っております。

(4) 閉会 午後0時8分